

# みんな元気！ 2/15

## 介護サービス事業所・介護施設における 新型コロナウイルス 感染者発生時の対応について 江東区のガイドライン

### ① 介護サービスの確保について

介護サービスは利用者やその家族の生活を維持する上で欠かせないものである。介護サービス事業所・施設が休止した場合、代替サービスの確保が困難になることから、必要な感染症対策を講じた上で可能な限りサービスを継続するように努めることとする。

### ② 感染予防、事前準備

- ・感染対策にかかる自主点検を実施する。
- ・感染予防、感染者発生時に必要な物資を調達し、準備をしておく。
- ・職員が感染または濃厚接触者にならないための対応を徹底する。

利用者との接触時は「マスク」、「フェイスシールド」または「ゴーグル」の着用、手指消毒。勤務時複数回の検温。一つでも感染を疑う症状や自宅で発熱し直ぐに解熱した場合であっても自宅待機とするなどの対応。

### ③ 感染に備えた応援体制の構築における区、事業者及び都の役割分担

#### ・区の役割

職員応援体制の構築、物的支援、財政支援、情報提供 等

#### ・事業者の役割

代替サービスの提供、応援職員の派遣、サービスの調整 等

#### ・都の役割

感染者が発生した事業所等、同事業所等への応援を行った事業所等に対する財政援助

※令和2年度においては財政支援を実施しているが、令和3年度以降の実施は未定。

### ～通所介護事業所において感染者が発生した場合の対応～

#### I 感染者への対応

入院等医療で対応する。

#### II 濃厚接触者への対応

- ・代替サービス提供の必要性の判断。
- ・濃厚接触者は自宅待機となり、通所サービスを利用できなくなる。
- ・担当ケアマネジャーと感染者の発生した通所介護事業所において

○家族が対応できない

○食事の提供、排泄の介助が必要である

○医療的ニーズに家族や知人で対応できない

○長時間の見守りが必要である……以上の場合に代替サービス提供の必要性を判断する。

#### III 当該事業所による訪問介護サービス

当該事業所の職員のうち濃厚接触者となっていない者が訪問し、生活を維持する上で必要不可欠なサービスを提供する。

#### IV 感染者・濃厚接触者以外の利用者への対応

- ・出勤可能な職員数を踏まえ、当該事業所におけるサービス継続の可否を判断する。
  - ・担当ケアマネジャーと代替サービス提供の必要性を判断し、必要な方へは訪問介護サービスを提供する。
- なお、他の通所介護事業所へ受け入れを検討してもらう場合は、受け入れに掛かる謝礼の支払い、利用者のPCR検査の実施について検討する。

